２　事業者は、使用済加熱式たばこデバイスを対価を得ないで自主回収をするものとする。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。

３　事業者は、使用済加熱式たばこデバイスの自主回収をするに当たっては、加熱式たばこデバイスの販売（自ら輸入したものの販売を除く。）の事業を行う者に対し、必要な協力を求めるものとする。

４　事業者は、他の者に委託して使用済加熱式たばこデバイスの回収をする場合にあっては、当該回収を受託した者に対し、当該回収の実施の状況に関する報告を求めるものとする。

５　事業者は、単独に又は共同して実施した使用済加熱式たばこデバイスの自主回収の実施の状況を毎年度公表するものとする。

６　事業者は、使用済加熱式たばこデバイスの自主回収の実効を確保するため、使用済加熱式たばこデバイスの自主回収をしている旨を、加熱式たばこデバイス及びそれに付属する取扱説明書その他の物品への表示又は記載等の方法により、消費者に対し、情報の提供を行うものとする。

７　事業者は、使用済加熱式たばこデバイスの自主回収に関する定量的な目標を設定し、使用済加熱式たばこデバイスの自主回収の実効の確保のために必要な措置に計画的に取り組むものとする。

８　事業者は、使用済加熱式たばこデバイスの自主回収をする場所その他使用済加熱式たばこデバイスの自主回収の実効を確保するために必要な情報の公表その他使用済加熱式たばこデバイスの自主回収の実効を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

（再資源化の目標に関する事項）

第二条　事業者は、前条第一項の規定による自主回収及び第四条第一項の規定による引取りに係る使用済加熱式たばこデバイスの部品として使用されたリチウム蓄電池のうち、リチウム、コバルトその他の再生資源として利用することができる状態にされるものの総重量の当該リチウム蓄電池の総重量に対する割合についての目標を、百分の三十を下回らない範囲内において定めるものとする。

○厚生労働省令第二十四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項及び第七十六条の四の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月十八日

厚生労働大臣　上野賢一郎

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（指定薬物）	（指定薬物）
第一条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。	**第一条**　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。
一～百八十一　（略）	一～百八十一　（略）
百八十二　六・六・九―トリメチル―三―ペンチル―六Ｈ―ジベンゾ［ｂ・ｄ］ピラン―一―オール及びその塩類	（新設）
百八十三～三百六十二　（略）	百八十二～三百六十一　（略）
（医療等の用途）	（医療等の用途）
第二条　法第七十六条の四に規定する医療等の用途は、次の各号に掲げる用途とする。	**第二条**　法第七十六条の四に規定する医療等の用途は、次の各号に掲げる用途とする。
一～五　（略）	一～五　（略）

（再資源化の実施方法に関する事項）

第三条　事業者は、第一条第一項の規定による自主回収又は第四条第一項の規定による引取りをしたときは、遅滞なく、自ら又は他の者に委託して、技術的及び経済的に可能な範囲で、使用済加熱式たばこデバイスの部品として使用されたリチウム蓄電池のうち、リチウム、コバルトその他の再生資源として利用することができる状態にすることができるものについては、再生資源として利用することができる状態にすることとする。ただし、これによらないことが環境への負荷の低減にとって有効であるときは、この限りでない。

２　事業者は、他の者に委託して使用済加熱式たばこデバイスの再資源化をする場合にあっては、当該再資源化を受託した者に対し、当該再資源化の実施の状況に関する報告を求めるものとする。

３　事業者は、単独に又は共同して実施した使用済加熱式たばこデバイスの再資源化の実施の状況を毎年度公表するものとする。

（市町村との連携に関する事項）

第四条　事業者は、当該事業者が製造等をした使用済加熱式たばこデバイスについて市町村から引取りを求められたときは、当該使用済加熱式たばこデバイスを引き取るものとする。

２　事業者は、前項による引取りをするために必要な条件をあらかじめ公表するものとする。

（その他自主回収及び再資源化の実施に関し必要な事項）

第五条　事業者は、前各条の規定により使用済加熱式たばこデバイスの自主回収及び再資源化をする際には、関係法令の規定を遵守するとともに、原材料の毒性その他の特性に配慮することにより、自主回収及び再資源化に係る安全性を確保するものとする。

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。